■年収約360万円未満相当世帯の、保育料の多子計算における兄姉の範囲■

保護者と生計を一にする*1、次のいずれかに該当する者

- ①保護者に監護される者(未成年)
- ②保護者に監護されていた者^{※2}(①が成年に達した場合)
- ③保護者又はその配偶者の直系卑属*3(①②を除く。)
- ※別居の場合は「別居世帯員申立書」の提出が必要です。

※1「生計を一にする」について

必ずしも同居を要件とするものではなく、例えば、勤務、修学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」に該当します。当該兄姉が婚姻し、別に世帯を設けている場合は基本的には該当しません。

なお、児童手当・特例給付制度上の「生計を同じくする」ことや、地方税法上の扶養親族に係る「生計を一にする」ことと同義です。

※2「保護者に監護されていた者」について

未成年者であった時に、保護者が現に監護していた者をいい、成長し、成年に達した場合をいいます。保護者の実子や養子である場合のほか、両親を亡くした子どもを祖父母や叔父、叔母が保護者として監護しており、成年に達した場合なども該当します。

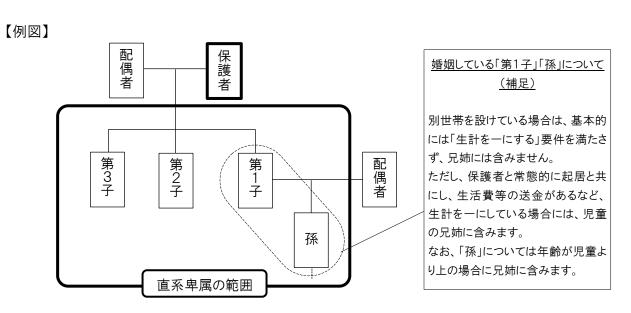
※3「保護者又はその配偶者の直系卑属」について

成年に達した後に、支給認定保護者と生計を一にする直系卑属となった者(①②に該当しない者)をいい、保護者が再婚することにより新たに成年の子を持つに至った場合や、成年者を新たに養子に迎えた場合などを想定しています。

なお、直系卑属とは、子・孫など自分より後の世代で、直通する系統の親族(養子を含む)です。

そのため、保護者の兄弟・姉妹、甥、姪、子の配偶者は含みません。

保育料算定においては、配偶者の子(非養子)も含みます。



年収約360万円未満相当世帯の、保育料の多子計算における兄姉の範囲に関するQ&A

Q: 年収の要件に該当すれば、兄姉の年齢制限はないのですか?上の子が社会人で、就労していても該当しますか?

A1:年齢制限はありません。詳しくは、「年収約360万円未満相当世帯の、保育料の多子計算における兄姉の範囲」を ご覧ください。

A2: 就労していることで直ちに「生計を一にする」要件から外れ、多子計算の算定対象から除外されるものではありません。「生計を一にする」とは、「余暇に起居を共にすることを常例としている場合」や「常に生活費等の送金が行われている場合」、「同一の家屋に起居している場合」、「同居・別居を問わず、扶養関係にある場合」についても、基本的に該当します。

Q: 年収の要件に該当します。子どもを保育所に預けており、上に中学生の姉が一人います。保育料はどのように変わりますか?また、何か手続きは必要ですか?

A1:平成 27 年度から比べて、ひとり親世帯等に該当する場合は無料、それ以外の世帯は半額となります。平成 27 年度までは、2号・3号認定(保育所・認定こども園・小規模保育事業で保育を受ける)の子どもの保育料は、保護者の年収に関わらず、就学前までの兄姉を、年齢が上の子から順に1人目・2人目…と数え、1人目は全額、2人目は半額、3人目以降は無料となっていました。平成 28 年度からは、年収約 360 万円未満相当世帯を対象に兄姉に対する年齢制限が撤廃されましたので、ご質問の中学生の姉を1人目、保育所のお子さんを2人目と数えます。そのうえで、ひとり親世帯等について2人目は無料、それ以外の世帯は半額となります。

A2:ご質問の中学生の姉が住民票上で同じ世帯である場合は、保育料の変更決定に際して手続きは必要ありません。 住民票上で別の世帯や住所となっている場合は、別居世帯員申立書の提出が必要です。

Q:別居世帯員申立書について、現在は年収が360万円を超えますが、提出は必要ですか?

A:基本的には必要です。保育料は、年度途中において算定基礎とする年収が切り替わる(4月分~8月分までは前年度、9月分~3月分は当該年度の市町村民税)ため、現在は 360 万円相当を超えていても、保育料の算定基礎上は超えていない場合や、今後、収入の増減等も有り得ますので、別居の兄姉がいる場合は、別居世帯員申立書を提出してください。

Q:別居世帯員申立書は、いつまでに提出する必要がありますか?

A:提出された翌月分の保育料から適用しますので、保育料納付月の前月までに提出してください。添付書類の用意が 間に合わない等、特別な事情がある場合は、事前に摂津市こども教育課へご連絡ください。

Q:別居世帯員申立書の添付書類は、具体的にはどのような書類ですか?

A:公的機関から発行された身分証明書の写しを添付してください。具体的な例としては、次のとおりです。

住民票の写し、個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、住民基本台帳カード、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、公的医療保険の被保険者証、年金手帳、民間企業の社員証、学生証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等